

市報第 8 号 スポーツ施設の指定管理者の指定についての
専決処分報告
及び 市第 13 号議案 スポーツ施設の指定管理者の指定について

1 対象となる施設

横浜市西スポーツセンター

2 経緯

本施設は、公募によって選定された指定管理者の「東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体」が令和 4 年 4 月 1 日から管理運営を行っていました。

令和 5 年 3 月 31 日、共同事業体の構成員である株式会社東急スポーツオアシスの組織再編により、公共施設の管理・運営業務を含む事業を承継した、新会社である株式会社東急スポーツオアシスが設立されることとなりました。

この構成団体の変更により、指定管理者の再指定を行う必要が生じました。

3 指定管理者の選定

令和 5 年 3 月 16 日、指定管理者選定委員会を開催し、旧会社と新会社の同一性を確認の上、新会社である株式会社東急スポーツオアシスを代表団体とする東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体を選定しました。

指定候補者	東急スポーツオアシス・日本水泳振興会共同事業体
	代表者 株式会社東急スポーツオアシス 代表取締役 山岸 通庸 所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目10番8号
団体の概要	◆株式会社東急スポーツオアシス アスレチック施設・プール・テニスコート・ゴルフ練習場等のスポーツ施設及び温浴施設並びに宿泊施設の経営及び受託、その他の事業を行う株式会社 ◆株式会社日本水泳振興会 スポーツ施設および健康増進を目的とした温浴施設の運営、企画及び運営コンサルティング、その他の事業を行う株式会社

4 指定管理者の指定の専決処分（市報第8号関係）

令和5年3月31日に新会社が設立されたことを確認した上で、次の期間について、市長専決処分により指定したことをご報告します。

指定期間	◆令和5年3月31日から令和5年6月1日（議決日）まで 【当初指定期間】令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
------	--

5 指定管理者の指定（市第13号議案関係）

次の期間について、指定管理者を指定します。

指定期間	◆令和5年6月2日から令和9年3月31日まで 【当初指定期間】令和4年4月1日から令和9年3月31日まで
------	---